

石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）についてのお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

収入が急激に減少するなど家計の急変が生じた場合に、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。
（特別支援学校高等部生徒を除く）

1. 支給要件

- ① 収入の急激な減少により、保護者等の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当（0円）となる見込みであること※（両親の場合は双方とも非課税の見込みであること）
- ② 令和3年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③ 対象となる生徒が就学支援金支給対象である石川県内の公立学校等に在学していること
（対象となる学校：高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程）

2. 給付年額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分 ※詳細は裏面参照	給付年額（12ヶ月分）	
	全日制・定時制	通信制
ア・扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が <u>いない</u> 世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等	110,100円	48,500円
イ・扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が <u>いる</u> 世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等	141,700円	48,500円

- ① 年額の支給は、令和3年7月1日までに家計急変が生じ、令和3年9月末までに申請書等を提出した場合に限ります。
- ② 令和3年7月2日以降に家計急変が生じた場合は、令和4年2月末まで随時受付します。
家計急変及び申請の時期によって対象となる月数（原則、申請書を受理した日の翌月から令和4年3月までの期間）を12ヶ月で除し、給付年額を乗じた金額となります。

3. 申請方法（申請期間：①令和3年9月末まで、②令和4年2月末まで随時受付）

給付を希望する場合は、世帯区分に応じて「○」がついている書類を全て提出してください。
なお、就学支援金を申請する際にマイナンバーを提出していない場合は、必要書類が増えることがあります。詳しくは、下記問い合わせ先までお尋ねください。

必 要 書 類	世帯区分	
	ア	イ
①石川県教育費負担軽減奨学金申請書（様式1-2）家計急変用	○	○
②保護者等の住民票（市町発行）※マイナンバーの記載は不要です。	○	○
③振込口座申出書（様式2）	○	○
④保護者全員の令和3年度所得税課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）※家計急変前の収入を証明するものです。	○	○
⑤本人及び兄弟姉妹の健康保険証のコピー（国民健康保険加入者は扶養誓約書も併せて提出）※「記号」・「番号」は油性マジック等でマスキングして提出してください。		○
⑥保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 ＜失職、自己破産、廃業の場合＞ 離職票、解雇通告書、雇用保険受給資格者証、破産宣告通知書、廃業等届出書 などの写し ＜給与または個人事業主等の収入の減少の場合＞ 雇用主が作成した家計急変日以降の月額給与明細の写し、直近3ヶ月の給与明細書の写し、 個人事業主の場合は、税理士または公認会計士が作成した直近3ヶ月分の事業収入が確認できる資料及び直近の確定申告の写し	○	○
⑦生活保護法に基づく生業扶助を受給していないことに関する誓約書	○	○

申請を希望される場合は、担当事務にご連絡ください。

【担当事務】 附属学校事務係（乙村・大村）

TEL076-226-2182

教育費負担軽減奨学金 対象確認シート

〈参考〉

保護者等(※)の居住地は石川県ですか？

YES → 7月1日現在、高等学校等に在籍していますか？

NO → 各都道府県により、申請書類の提出期限が異なります。保護者等の居住地の都道府県にお問合せください。

YES → 今年の1月1日以降、収入が急激に減少するなど家計の急変が生じましたか？

NO → 該当しません

YES → 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税の所得割が非課税(0円)相当ですか？
下の〈参考〉「非課税世帯の収入の例」を参照し、家計急変発生後1年間の年収見込み額を推計して判断してください。

NO → 該当しません

YES → 扶養されている通信制または専攻科の高校生等はいいますか？

YES → 通信制の高校生等については「通信制」の給付額、専攻科の生徒については「専攻科」の給付額、兄弟姉妹で全日制・定時制に在籍する高校生等については、非課税世帯の「第2子以降」の給付額となります。

NO → 扶養されている高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

YES → 「非課税世帯」で、「第2子以降」の給付額です。

NO → 扶養されている複数の高校生等がいますか？

YES → 「非課税世帯」で、1人目の高校生等は「第1子」、2人目以降の高校生等については「第2子以降」の給付額です。

NO → 「非課税世帯」で、「第1子」の給付額です。

教育費負担軽減奨学金の対象となりますので、申請書や必要書類について提出してください。

〈参考〉
非課税世帯の収入の例

- 3人世帯
約221万円未満
- 4人世帯
約271万円未満
- 5人世帯
約321万円未満

給付年額について

	全日制・定時制 国公立	通信制 国公立	専攻科 国公立
非課税世帯(第1子) ・扶養されている高校生等以外に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等	110,100円	48,500円	48,500円
非課税世帯(第2子以降) ・扶養されている高校生等以外に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等	141,700円		

(※) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

- ・給付年額(12ヶ月)の支給は、家計急変が令和3年1月1日から7月1日までに生じ、指定の期日までに申請書類を提出した場合に限ります。
- ・令和3年7月2日以降に家計急変が生じた場合は、急変日及び申請書等の提出日によって給付額が変わります。